

3. トラブルの防止

駆け込みホットライン

●法令遵守のための情報を通報したい

各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に、法令違反情報の通報窓口としてホットラインを設置しています。

建設業取引適正化センター

●元請、下請のトラブルを相談したい

弁護士や土木・建築の学識経験者等が、請負契約や下請代金の支払等に関するトラブルについて、紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイスを実施します。

魅力と活力ある建設産業の育成



駆け込みホットライン

建設業法違反通報窓口

- ◆「駆け込みホットライン」に電話をすると、各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。
- ◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対処します。

なくそう違反、あったら通報!!

全国共通 TEL. 0570-018-240

受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00 (土日・祝祭日・閉庁日を除く)

★法令違反情報を通報された方に不利益が生じないよう十分注意して情報を取り扱います。

国土交通省 建設業法令遵守推進本部

建設業取引適正化センター

建設工事の請負契約をめぐる元請下請間等に関するトラブルの相談窓口



トラブルを解消して、健全な取引をしよう!!

平成26年3月から住所及び電話・FAX番号が変わります。

建設業取引適正化センター

センター東京 TEL.03-3239-5095

センター大阪 TEL.06-6767-3939

【受付時間】9:30~17:00(土日、祝日を除く)

☆相談内容をトラブルの相手方や第三者に口外することはありませんので、安心してご相談ください。
★建設業取引適正化センター業務は国からの受託事業です。

(公財) 建設業適正取引推進機構

問い合わせ先

中部地方整備局 建政部 建設産業課
TEL:052-953-8572
FAX:052-953-8606



国土交通省 中部地方整備局

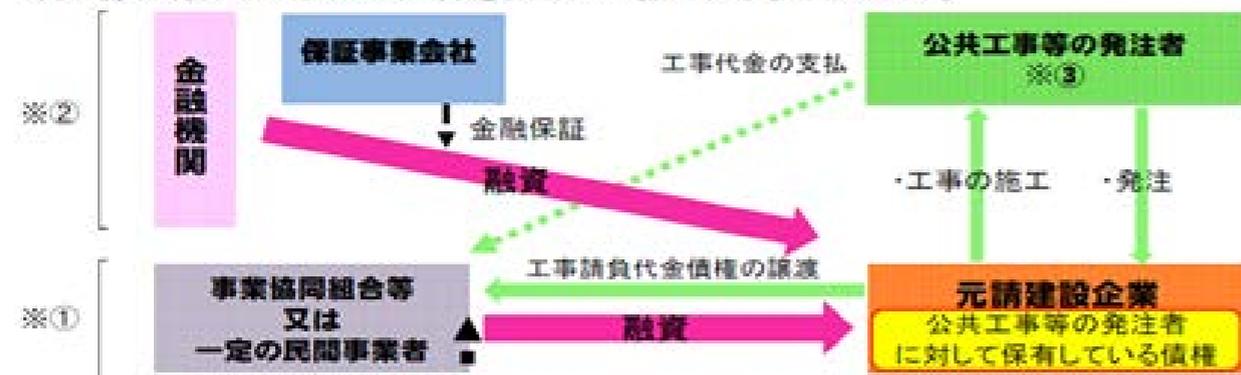
1. 建設企業への金融支援施策

地域建設業経営強化融資制度

- 公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。
- 未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります。

制度の概要

- 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます(複数回利用可)。貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により低利となります。
- 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- 公共性のある民間工事を受注した場合や東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)を受注した場合も対象となります。



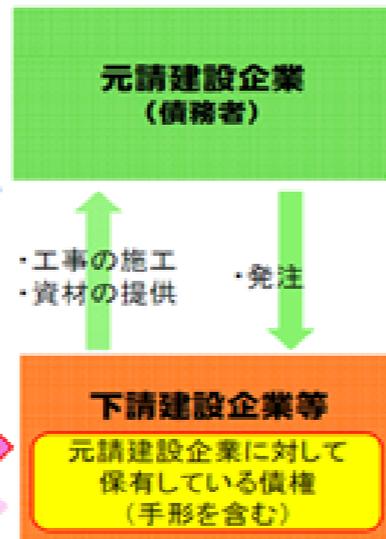
- ※①: 工事の出来高部分までの融資(事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資)
- ※②: 工事の出来高を超える部分の融資(保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資)
- ※③: 公共工事・公共性のある一定の民間工事(病院、福祉施設、PFIなど)及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の発注者
- ※④: 平成26年3月31日までに貸付を受けた場合は、1.2%上限

下請債権保全支援事業

- 下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します。

事業の概要

- 債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく(例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても)支払保証を受けられます。
- ファクタリング会社に支払う保証料の一部が軽減されます。
- 保証を受けられる時点は、原則として手形の交付を受けた段階(手形以外の債権は支払請求段階)からです(個別保証)。なお、個々の下請工事等ごとに、下請契約等の締結段階からも保証を受けられます(特保証)。
- 東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)に係る債権も対象となります。



- (※1) 保証料の割引は、保証料の3分の2(保証される債権額の年率4%を上限)です。保証料とは別に利用料(保証される債権額の年率1%)が必要です。
- (※2) 一部のファクタリング会社では、支払が保証された手形の資金化にも対応しています。

建設業災害対応金融支援事業

- 建設企業が所定の建設機械の購入にあたり、金融機関から購入資金の融資を受ける際の金利の一部、または割賦で購入する際の金利手数料の一部を助成します。

事業概要

【対象者】

国又は地方公共団体と災害協定を締結している地域の中小・中堅建設企業や、災害協定を締結している建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業(これらの協力会社を含む。)

【対象機種】

建設機械振当法施行令別表に規定する建設機械のうち「ショベル・系掘削機」「ブルドーザー」「トラクター・ショベル」を含む41機種
 ※東日本大震災特別 東日本大震災により建設機械を被災した建設企業が、被災した機種の代替として購入する場合は、建設機械振当法施行令別表に規定する全ての建設機械が対象

【助成内容】

建設機械を購入する際の資金の調達金利について初年度1年分の金利の2/3(上限は年利4%)を助成。



2. 建設企業等が実施する事業への支援施策

「建設企業等のための経営戦略アドバイザー事業」

【事業概要】

- 地域社会を支える建設企業等の体質を強化すべく、経営戦略相談窓口を設置し、中小・中堅建設企業等の新事業展開等の経営上の課題又は施工管理等の技術的な課題の解決を支援するため、中小企業診断士や公認会計士等専門家によるアドバイスを実施(相談支援)。
- 特に、インフラのメンテナンス分野への進出をはじめとする新たな事業展開や企業再編・廃業といった他企業に対するモデル性のある条件を重点支援として選定し、専門家の支援チームによる経営改善計画の策定等の目標達成までの継続支援(チームアドバイス支援)や、建設企業等のもつノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部支援(ステップアップ支援)を実施。

事業概要

建設企業 + 建設関連企業

相談支援の中込み

経営戦略相談窓口

相談支援

中小企業診断士等の専門家を派遣しアドバイス実施

経営管理 ・新事業展開 ・内部管理の効率化 ・企業再編・廃業 など	+	建設管理 ・施工管理 ・技術継承作成 ・維持管理発信 など
--	---	--

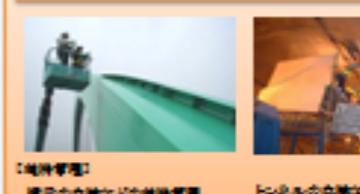
モデル性の高い取組を選定

重点支援

チームアドバイス支援 専門家による支援チームの派遣(継続支援)	又は	ステップアップ支援 事業の実施に係る経費の一部支援(上限300万円)
------------------------------------	----	---------------------------------------

- 日本再興戦略より抜粋
- 中小企業・小規模事業者の成長分野への進出支援
- 全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現

建設コンサルタント等の取組事例



この事業は、国土交通省の「建設業の持続的発展と地域社会の活性化」の一環として実施されています。